

藤枝市農業委員会 令和8年5月総会議事録

- 1 総会日 令和8年5月19日
- 2 総会場所 葉梨地区交流センター 集会室
- 3 総会に付した事件 (別紙議案のとおり)

≪議事日程≫

(1) 開 会

(2) 議事録署名人の指名

(3) 報 告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地の形状変更届について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出について

報告第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の許可等について

報告第7号 ふじえだゼロから農業エントリー認定者について

(4) 議 事

議案第1号 許可後の事業計画変更承認申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請に対する交付について

議案第6号 農業用施設証明願いについて

議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

4 出席農業委員

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 番 西形 彰 | 2 番 瀧下 貞一郎 | 3 番 池野 知司 |
| 5 番 松村 節生 | 6 番 臼井 郁夫 | 7 番 海老名 正和 |
| 8 番 松浦 久美子 | 9 番 山川 智己 | 10 番 岡村 政子 |
| 11 番 大畑 富久 | 12 番 森田 ふさ子 | 13 番 上山 優 |
| 14 番 石橋 正敏 | 15 番 田森 喜治 | 16 番 熊切 朝男 |
| 17 番 杉村 金光 | | |

(推進委員13名出席)

5 欠席委員

4 番 前島 豊 推進委員 遠藤 錠二

6 出席職員

局 長 永井 克俊 主 幹 永田 祐加 主任主査 黒滝 一
主任主査 橋本 佑子 主 事 山口 晏侍

7 説明のため出席した者

なし

13:30～

《総会の成立宣言》

定刻となりましたので総会の設立宣言を行います。

それでは本日の欠席者は、農業委員会の前島豊委員、農地利用最適化推進委員の遠藤錠二委員の2名です。また海老名会長については通院後遅れて出席の予定です。

農業委員の過半数の出席を得ておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。

それでは職務代理よろしくお願いします。

13:30

議 長 それでは、ただ今から、
藤枝市農業委員会、令和8年5月総会を開会します。
議事録署名人の指名を行います。

5 番 松村 節生 委員

15 番 田森 喜治 委員

の両名を指名します。

【報告】

議 長 それでは、報告案件の報告第1号から第7号までの案件を、一括して事務局から報告します。

(事務局説明)

はい、ありがとうございました。

議 長 それでは、6ページの報告第2号「農地の形状変更届について」地区の代表委員から説明をお願いします。

1番・2番について、瀬戸谷地区の代表委員から説明をお願いします。

(瀬戸谷地区 委員 説明)

議 長 それでは、以上の報告事項について、ご意見、ご質問等はございませんか？
委 員 質問と言っても、形状変更がどうこうじゃないのですが、先ほど事務局の方で、
1反6畝以上あるけど自家消費って言ったんですが、1反6畝も自家消費って
どうするのかな？って感じたものですから・・
事務局 合わせて1反6畝あるんですけど、それぞれ別々にやる予定だと思います。人が
違うので。蕎麦屋まではやらないんですが、自家消費と聞いております。
委 員 とりあえず30畝上げて水が溜まらないようにして、そばをやってみてよく出来
たらゆらくの方に・・米作っても日陰になっちゃて、こっち側三角地で三角地
の方が取れない。それだもんですから、三角地で仕事やりづらいもんですから、
思い切ってこのような今回のがれるということから、やってみようということ
で、お願いします。
議 長 よろしいでしょうか？
(質疑なし)
ないようですので、次に進みます。

【議事】

議 長 それでは議事に入ります。
議案第 1号「許可後の事業計画変更承認申請について」
を議題とします。申請は3件です。議案集16ページです。
番号1番について、代表審査の際、事前着工をしていたことについて事業者から
ヒアリングを行い、その結果について本日の総会で説明させていただくこととし
ておりましたので、先に説明してもらいます。
それでは事務局から説明をお願いします。
(事務局説明)
議 長 1番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
委 員 根本的な話ですが、調整池って敷地面積の10分の1位で充分じゃないの？って
思ったんですが、こんなだだ広い調整池って何なんだろう？この広さでこの深さ
で、本当に必要なんですか？
委 員 大きさ的には言えないんですが、ただ調整池なので、溜まった水をまた何するた
めに必要なんですか？本来通っちゃえばいいんだけど、そうするとお水が流れな
いんで、川の大きさに注意して・・
委 員 現場をちょっと見てないので分からないのですが、これだけの広さ高さがありま
すと、やはり地元の説明って言いますけど、地元説明会・町内会に全部回覧板し
てやったほうがいいと思います。一部の近隣の皆さんだけが納得しても、町内と
してこれだけのものが出るとしたら。今までの企業立地のは必ず地元説明会を

やらないと、後々問題になることが非常に多いので、地元説明会はきちんとやってください。お願いします。

事務局 はい。今の地元説明会については、５月３０日に行うと伺っています。

委員 やる？町内会で？

事務局 たぶんそうだと思います。町内会長さんからそう伺ってます。

委員 回覧で回しても、またどっか出てくるからね。『うちは見てない。聞いていない。』って、『もう一回やってくれ』って・・・必ず言われる。経験からいくと。

事務局 はい。

委員 今の話の中で、当初は土砂をどこかに持っていくって計画で、持っていく業者が場所が無かったのこういう風にしたって言うけども、別に今暫定でね、こういう高値と言うか結構高いんですけど、一応暫定としてこれからも後押しして持って行ってもらうのは働きかければいいんじゃないんですか？最終的にはどっかに持って行ってもらう形にすれば、いいと思うんですけど。

事務局 あ、土地利用の方にもこの変更計画で出してあるんですが、高さについてもこれでＯＫということで、あと角度が３０度以内だったらＯＫらしいんです。今回２９度で出ていますので、それで土地利用の方もこの高さでいいということで承認されているようです。

委員 だから計画変更じゃなくて、引き続き残土を処分するってことで進めればいいんじゃないんですか？変更にしちゃうと、もうこのままになっちゃうんですか？そういう考え方もあるとは思いますが。

事務局 すみません。今の話、私たちも最初はそう思ったんですけど、●●●●さんが来た時に会長と職務代理と地元の農業委員さんと会して話し合いをさせてもらって、その中でも残土が高いのっていうのはあるんですけど、本当はあの高さではないんですね今は。

土地利用の方で変更であの高さを認められてしまったんですね。基準はクリアしているってことで、その中であとは今日ここでお諮りして了解を得てから本当はあの高さになるということなんです。なので土地利用的な変更承認の高さになるということは法的なところはクリアしてしまっている状況にございます。今●●●●●●に言ったことは、何でやってしまったの？というのがそもそもおかしいんだよってところは伝えさせてもらう中で、ちゃんと地元で了解を得なさいよってことで、地元の説明会をやってくれということで、『やります』ってことで今、今日は説明させていただいて今保留っていう状態で今日皆さんにお伝えさせてもらった次第でございます。なのであの土を全部取って元の形に戻せばいいんじゃないかということは、その点については土地利用委員会で再承認であの高さのところまではいいですよって状態に、クリアしている状況でございます。

議長 私もその場に同席させていただいたんですけど、土地利用委員会で高さの制限がないそうなんです。角度の制限はあるけど、高さの制限が土地利用委員会の方には無いので、あんな形になって承認がおりてしまって法的にはそれが通っちゃっ

ているもんですから、対抗処置がない。ただ違っているのは、先にそれを作ってしまった。土地利用委員会が通ったから、農業委員会を通さず承認なくこれ完成形なんです。うえに緑地帯に一番高いところにハナミズキを植えてある。そうするとかなりの高さになってしまうんですね。景観的にもあまりよろしくないんじゃないかってことになって、これを地元の人たちがそれで良しとすればどうしようもないのですけども、地元の人たちが良しとしない場合には農業委員会としてそのままではいけないということで、通すものを通さないと農業委員会としては承認できませんという話で継続審議ということで、皆さんにお諮りしたいと思います。それで調整池の件もあの広さは必要じゃないってことだったんですけど、裏の川が小さくて流せないんで、一度には無理なので貯めておいて少しずつ流さないとうとうどうしようもないことから、この広さになってしまったという説明を受けました。もっと法的に駄目だっていうのが、今の時点では土地利用委員会の通っている案件で反対はできないと。あとは地元の人たちが何て言うか。それでもいいよって言えばもうどうしようもない。ただ地元の人たちが景観が悪くなるからこれは困るって言うようであれば考えてもらう。農業委員会としては駄目だよって言えるような状態です。

議長 他にございますでしょうか？

委員 調整池を設置する場合に、外構を作ってその囲いの中で水を貯めなさい。それで調整池に落としてって話になっていますが、外構囲まれてないんですよ。設計上。これどう考えても調整池に落ちないですよ。

事務局 あこの時点では、私の方で事前着工してますよねってことで止めさせたので、まだ完成形ではない。この調整池については。

委員 調整池にちゃんと落としてからやらないといけないことになっていると思うけど・・・

事務局 これたぶん先ほど言ったように、貯水地のほうがまだ完成していない段階で、周りからくる計画になっておりますので。徐々に排水先の水路が小さいので、徐々に徐々に出ていくような形でこの大きさになったと聞いています。またあの土地利用がかかっていますので、完成した後は完了検査って形で色んな課から完了が出てきて確認をすることになっていますので、こちらの調整池のやり方についても高さを測ったりして確認していきますので、それについては大丈夫だと思っています。

議長 遅れてすみません。引き続き何か・・・

委員 過去にもあったと思うんですけど、土地利用委員会のOKが出たから着手しちゃってるっていうのが過去にもあったと思うんです。でも農業委員会はまだ認めてないとか。今回は変更の書類がでていませんって。農業委員会と土地利用委員会の情報交換というか連携っていうのはどうなっているんですか？私は一般的に●●●●さんと同じように土地利用委員会がOKだったら、市役所としてOKだと思っちゃうんじゃないかと思って、なんかこう縦割りになっちゃってて、そ

れがもっと土地利用委員会この件は農業委員会の方で承認をしなければGO出
しませんよとか、何かそういうものが出来ていればこんなことにならないんじ
ゃないかと思っていて、これは市役所の組織のつくりにも問題があるんじゃない
か・・・。素人さんだけに責任があるんじゃないくて、これはどうなんですか？

議 長 事務局の方から土地利用委員会の組織の委員構成等をちょっと説明してもらえ
ますか？

事務局 土地利用の方については関係する課になりますので、今回の●●●●について言
いますと、農地に関することだったので農業委員会が出席しているんですが、
●●●●については他に交通安全のところだったり、農林基盤整備課・建築住宅
課・建設管理課・河川課・生活環境課・上水道課・消防と都市政策課がそれにつ
いて関わっております。で色んな関係がその案件で関係する課がこの議題につ
いて話をする。案件について審査する。農業委員については、こういう案件が出た
時に事業者の方から地元の農業委員さんだったり、部農会長だったり話や説明を
してもらうような形にもなっております。

事務所 そういった形でやらせてもらっているんですが、たぶん今委員さんがおっしゃる
のは、その土地利用でOKもらったからやってしまったっていうところが、昔に
もあつただろうという話を聞きましたが、今回もあつたのでそういうことがない
ようにしていかなければならないという所は、改めて土地利用委員会の中でし
っかり関係各課と話をしてやはりもう後出しみたいなことが無いようにしてい
かなければならないと今確かにそう思いますので、そこはしっかりやっていき
たいと思います。この土地利用委員会というのはいつも係長が集まっているの
かな？ということですので、すみません私も事務局長としても一度関係各課に
伝えてしっかりこう言った先行で着手してしまうということがない様に話は
しっかり農業委員会の意見として伝えさせてもらいたいと思いますので、よろ
しくお願いします。

議 長 あ、私も以前から土地利用委員会に関しては問題があるんじゃないかと思
って、こういうことが必ずしも出てくるケースがあると思ひまして、以前にも
言ったことがあります、農業委員の会長なんかは職務代理が関わって、企
画未満を農業委員会出ざる得ないんですね。土地利用委員会で審査の中に
農業委員の代表の方が、土地利用委員会の審査に加わっていれば、情報共有
が出来るということではないでしょうか。そうしたら農業委員会の方じゃあ
総会の方にかけてしまうことで審査を皆さんにしてもらうことがスムーズに
出来るんじゃないかと思ひます。こういう風な議案が発生しないと私は思ひ
して、以前にも言ったことがございます。数年前に、ですけどもうまく話
が通じてなくて、こういう問題はまだまだよくわかりませんが、これから
も出てくるんじゃないかと思ひましたので、その時に言った覚えがございま
す。ですから今後のためにも、スムーズにいくためにはこういった案件が起
こらないようにするためだったら、農業委員会の会長もしくは職務代理が
土地利用委員会に参加していれば問題なくスムーズに

処理が出来るのではないかと思いますけども、皆さんどんなお考えでしょうか？私だけでは通らなので、皆さんの意見をここでちょうどいい機会だと思いますので伺いたいと思います。

委員 もう一点だけ細かいことで申し訳ないんですけど、これそもそも盛土ですよね？盛土ってどこの高さまでって言われるんですけど。あとは体積ですか？それがこれは引っかかりませんか？結構ありますよ。

事務局 あの盛土については他の課の方で、やはり書類を確認しますと都市政策課の方から、盛土規正法の許可を県の盛土対策課の方に確認することとなっていますので、審査の条件として、なので確認はしているはずですよ。

議長 ●●委員経験が豊富なので、先ほど言ったようなことはいかがなものでしょうか？意見がありましたらお願いします。

委員 やはり土地利用委員会に農業委員会から出席をして審査をするべきだと思いますよ。ここの農業委員会でこれは認めないよって言ったらどうなっちゃうんですか？土地利用委員会はいいよって言うておいて、ここで認めないよって言ったら、その土地利用委員会の立場がね、権限がどうなりますか？って逆に思います。だからその前にこうなる前に農業委員会の会長もしくは職務代理または局長が農地が有る場合は出席して、その土地利用委員会のメンバーになるべきだと思います。

議長 はい。何かご意見ありますか？

委員 そっちの委員会の方とこっちから農業委員会が1人も入っていないってことで、決まった時にこっちに話は来ないんですか？こういうのが決まりましたよって言う話は・・・

議長 来てないですね。私はこの総会に入ってきて、土地利用委員会の承認が何月何日に得ましたって事だけです。私が知る限りは……。ですから情報っていうのが全然入ってきてないんです。

事務局 よろしいですか？土地利用委員会には農業委員会事務局の担当が入ってはいいます。で、たぶんこの場所ここでやるってなると、地元の農業委員さんにたぶん説明に行っている。最初に来ましたでしょうか？説明がたぶん●●●●から入っていると思うんですね。たぶんそのあとのここでの情報共有が今までなかったのかな？っと私は思っているんですけど、なのでそこをひと工夫すれば、この農地転用が出る何か月前に土地利用をやるので、そこで地元の農業委員さんがこっこの事務局側が話し合いの場に関わっているんで、その時にこういった案件が農地が絡む土地利用の案件が出ますよっていうのをちゃんとこの中で話をして情報共有をするってところが今まで欠けていたのかと私は思っているのですが、そこを何とか変えていけばいいのではないかとと思うのですが・・・。

議長 地元の農業委員さんにはすでに事前に話が行っていたんですか？

委員 あのこの事業をやるってことに対しては、担当者からこれから農業委員会に上げますっていうような説明はありました。

議長 計画変更もですか？

委員 いや計画変更というよりも事業始めるっていうことで、最初の時です。事務局を通して話を聞いていましたけども、それ以上に●●●●さんの担当者さんがこういう事業をやりますっていうのは説明というかありました。それはこの総会で農業委員会にかけることとは私は認識してなくて、地区の委員さんにはこういう案件がもう少しすると上がってきますよって話を地区の中ではそういう情報は共有していたと思います。それ以上のこの計画変更等々に関しては、計画変更が出ますよということは、事務局からいくらかは聞いていました。他はありません。

議長 当初は聞いていて、計画変更が出ますという話はちょこっとあったんですね。計画変更は・・・その点をお聞きしたいです。

委員 このことがちょっと前に●●さんから計画変更がありますということで、事前審査の時に地区の農業委員さんはどうですかね？っという様なお話の中で、まあ地区の委員と話をした時に『いや一われわれ農業委員にこの高さとかを盛られても困るな』と、事務局には●●●●さんに地域の代表と言うか町内会長さんあるいは近隣の方等の説明が必要じゃないかと、そういう様な事の報告をしました。それに対して●●●●さんがこの写真で見る現状じゃないのか、かなり残土を盛り上げてあった状況の中で、地域の人に説明はあってその時点ではある程度了解は得たと・・・ということは聞いています。

議長 続きまして、●●委員お願いします。

委員 さきほどから話がでてるように、やはりその管轄の部分であるのいろいろと話が食い違うところが出てきてしまうと、やはり結果としてこのような事が出てきてしまうので、上がってくる前にそのところでしっかり連携をとりながらやっていくことが必要かなと。ここまできてしまうと、やはり皆さんが各々考えがあって意見として出てくる部分が出てきてしまうので、それに至るまでの過程でしっかり処理しながらやっていくことが必要かなと思いますし、それは先ほど土地利用委員会に出ていますよって話でしたけども、そこでもう少し密に連携を取っていかなければいけないのかなと思います。

議長 他に委員の方でありますか？●●さんどうですか？

委員 先ほど●●さんが言ったことで・・・はい。

議長 ではまとめます。私の方で先ほど言いましたように、この土地利用委員会の方には会長もしくは職務代理が参加させていただけたらということで、この委員会の方は今後の土地利用委員会はしていただきたいということで、委員の希望です。あくまでも希望です。そのようにお伝えください。いいですか？

事務局 土地利用委員会に会長や委員が出れるようになってことですか？

議長 農業委員じゃなくて、会長もしくは職務代理が代表で出れば情報共有が出来ますからね。土地利用委員会が会合を持つのか、それともただ書類が回ってきて通過するだけでと聞いたもんですから、ですから各課の課長など一堂に集まって審

査するということではない？それじゃあ土地利用委員会が何？書類だけで済むことなのかな？

事務局 農業委員会の方としては、農業委員会目線での審査をするんですね？

議 長 はい。集まってもらってね。

事務局 あの一応は現地確認の日があるんです。何日の何時からありますって。ただそれに出席してもいいし、出席できなければ各自でやってくれて、いつまでに書類を出してくださいってなっていますので、もしよければ私と一緒に全体で集まる日じゃなくて、別日に一緒に現地確認に行くでもいいし、その日に一緒に行っているのかまた確認してみます。

議 長 というのも、このような事がない様に情報共有をしてもらって、それでもって上げてもらえれば・・・この農業委員会の総会もスムーズにいくんじゃないかと思います。ですので、農業委員会としてはとにかく要望としてお願いしたいと思います。で今回これはどうするのかな？結果として通すのか通さないのか？

事務局 継続審議で説明させてもらっています。

議 長 はい。この案件については継続審議ということで、それでよろしいでしょうか？
委 員 一点よろしいでしょうか？今のこの高さっていうのはどのくらいあるんですか？

事務局 道路から4.33メートルです。

委 員 いちよ、これ土ですよ？草が生えたりすると管理するのに29度だとたぶん草刈り出来ないと思う。管理というのはどう考えているとか、非常に難しいことだと思ったので、また確認だけしておいてもらえればと思います。

議 長 継続審議となっておりますので、また確認してもらいます。よろしいですか？

委 員 はい。

議 長 それでは継続審議ということで、お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第1号1番は、継続審議することに、賛成の方は挙手でお願いします。

(挙手 多数)

議 長 賛成多数により、継続審議とします。

議 長 それでは残り2件について事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

議 長 2番について青島地区の委員の方、説明をお願いします。

(青島地区 委員 説明)

議 長 3番について大洲地区の委員の方、説明をお願いします。

(大洲地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑なし)

- 議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第1号の2番・3番は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。
- 議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は6件です。議案集18ページです。
また3番については●●委員の申請になりますので、先に行いたいと思いますので、●●委員の退席を求めます。
(●●委員 退室)
- 議 長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
3番について、稲葉地区の委員の方をお願いします。
(稲葉地区 委員 説明)
- 議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
(質疑 なし)
- 議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第2号3番は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。
●●委員の入室を求めます。
(●●委員 入室)
- 議 長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
4番・5番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
6番について、広幡地区の委員の方をお願いします。
(広幡地区 委員 説明)
7番について、西益津地区の委員の方をお願いします。
(西益津地区 委員 説明)
8番について、朝比奈地区の委員の方をお願いします。
(朝比奈地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑 なし)

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第2号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。申請は1件です。議案集20ページです。

議 長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

2番について、岡部地区の委員の方をお願いします。

(岡部地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑 なし)

議 長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第3号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。申請は11件です。議案集21ページです。

それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

はじめに、番号13番について、地元の町内会から審査の一時保留の申し出がありましたので、先に説明してもらいます。

事務局、説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 この件につきまして私から一言、地区審査の時に地区の委員さんと話し合いまして、その時にこの住宅地にこの施設がきていいものなのか？農業委員と推進委員の3人で諮ることは出来ないでいまして一旦どうしましょうか？ということで、町内会とか役員の皆さんにお諮りして、それから町内会の皆さんがOKが出たから広幡地区の委員としても総会の審査へもっていったらどうかと、一応代表審査の方はジャッジで見てもらおうと代表委員さんにも説明をしながら見ていただ

くことにしまして、一応上当間の方から申し出がございまして、この前農業委員・推進委員と不動産屋と行政書士と●●●●も来るから、その場で町内会の皆さんもいる中で説明だけを聞いて欲しいと。われわれは意見は言いません。聞くだけですってことで、オブザーバーとして聞くだけです。ってことで出席させてもらいまして、その結果町内会のほうで、『もっと住民にちゃんとした説明をしていただきたい。』ってことで、今回参加して一時保留ということにしてもらえないか。審査保留ということの要望がございましたので、そのようにしますとのことで、今回総会にかけても一時保留ということで皆さんにお願いしたいということです。１３番についてはそういうことで、よそいでしょうか？

委員

はい。

議長

地区委員の説明を私の方で話してしまいましたが、これを地区の説明としますので、質疑はございませんか？

委員

防除措置に関しては問題ないと判断したと事務局から説明があったんですが、おそらく重機とか置けば灰等燃えたりすると思いますが、その辺の防除措置はどうお考えで判断されたんですか？

議長

私の方から少し説明します。車輛等ここでメンテナンス、オイル交換等した場合にどうでしょうか？と。この赤線が掛かっているところが排水路で排水は全てここに排水すると計画されていました。この排水路はずっと上っていくと大井川用水の本水に入っています。排水路が用水路に入っています。ですから住宅であれば雨水等はこの排水路に流れても構わないけども、ただそういうことの懸念がありましたので、そしたらメンテナンスはここではやらないという説明がございました。ですけどもやはりやらないと言っても、そこでスクラップとかしたりして、そういった関係で何かあった場合にどうしますか？と言ったら、ここが下当間地区・西益津地区全部で１００何ヘクタールかな１２０ヘクタール位の原水がございします。そうなるとその保証は出来ますか？と私は聞きましたけども。そしたら絶対に流しません。ということです。それともう一点、なぜこの住宅地を買ったのか？ということを知りました。農地で安いから買った。他のところは高いから買えなかったと、そういうことでした。安いから買ったというだけの返事でした。あと車輛等の進入につきまして大型の車輛４トンから１０トンまでのアングロールボックスを持ってくると。１０トン車が入ってくるんですね。そんなに大型が入ってもつ舗装じゃない。と言ったんですが、もし壊したら補修工事は●●●●がやると言っていましたけども、ただ口頭で聞いていただけでしたので何とも言えないのですが・・そういうことでした。よろしいでしょうか？

委員

はい。わかりました。農業委員としてオイル漏れ等あった場合の防除件よろしく願いいたします。

議長

他に質疑はございますか？この一時保留について何かご意見等ございましたらお願いします。

(質疑 なし)

- 議 長 質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第４号１３番は、一時保留とし継続審議とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数により、一時保留とします。
- 議 長 次に残りの１０件について事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 続いて事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
９番について、稲葉地区の委員の方をお願いします。
(稲葉地区 委員 説明)
- 議 長 １０番・１１番・１２番について、葉梨地区の委員の方をお願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
- 議 長 １４番・１５番・１６番・１７番について、広幡地区の委員の方をお願いします。
(広幡地区 委員 説明)
- 議 長 １８番について、青島地区の委員の方をお願いします。
(青島地区 委員 説明)
- 議 長 １９番について、大洲地区の委員の方をお願いします。
(大洲地区 委員 説明)
- 議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
(質疑 なし)
- 議 長 質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております番号１３番を除く議案第４号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手 多数)
- 議 長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。
- 議 長 議案第５号「非農地証明申請に対する交付について」
を議題とします。申請は１件です。議案集２４ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)
- 議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
- 議 長 ３番について、瀬戸谷地区と葉梨地区の委員の方をお願いします。
(瀬戸屋地区 委員 説明)
(葉梨地区 委員 説明)
- 議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
(質疑なし)

議 長 質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第5号は、交付することに、賛成の方は挙手
をお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 議案第6号「農業用施設証明願いについて」
を議題とします。申請は2件です。議案集25ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)

議 長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

議 長 1番について、広幡地区の委員の方をお願いします。

(広幡地区 委員 説明)

議 長 2番について、岡部地区の委員の方をお願いします。

(岡部地区 委員 説明)

議 長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？

(質疑なし)

議 長 質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第6号は、交付することに、賛成の方は挙手
をお願いします。

(挙手 多数)

賛成多数により、原案のとおり交付します。

議 長 次に議案第7号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議
題とします。農地中間管理事業による促進計画は42件です。

議 長 議案集26ページです。なお所有権移転はありません。

事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 事務局の説明に加えて地区の代表委員から補足説明等の必要があれば
お願いします。

(説明なし)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑はありますか？

委 員 田んぼなんですけど、8月1日に借りるってことは、継続だったら植わってるっ
て思うのですが、新規ってことはそれは植わってるって考えでいいのでしょうか？新しく荒れた土地が耕作してくれるようになって、新しく耕作面積が増える
という考え方でいい？

事務局 お答えします。こちらの一番右側の更新状況新規とございますが、これは今回初めて中間管理事業での貸借がなされたことが新規ということで、従前から旧基盤強化法による利用権設定の相対から継続しているものもございます。もちろん新規で借受けているものもございます。8月1日新規で今から水田でというのもあるんですけど、実際そこは案件によってはもうすでに口約束で貸借してやっているところもあるし、今年は草刈って起こして来年から植え付けるところもございまして、あくまでも書類上は5月の案件は8月1日からの貸借であげさせてもらっているものでございます。

委 員 了解しました。

議 長 よろしいでしょうか？他にございませんか？

(質疑なし)

議 長 質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第7号について意見なしとすることに賛成していただける方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数ですので意見なしで公社に報告します。

議 長 以上、本日の報告、議事案件がすべて終了しました。

議 長 これで、藤枝市農業委員会 令和8年5月総会を閉会とします。

～ 16 : 30

委 員 質問です。あの先月の4月総会で高岡4丁目の線引きが変わった説明を受けました。それについてちょっと質問したいと思います。ちょっと前置きがございます。4月に事務局から青葉町3丁目で違法転用の場所があるから調査をして欲しいと依頼がありました。番地を聞いてそこに行ったのですが、なかなか場所がわからなくて、この辺だろうってところに高齢の女性の方が座り込んで数名の方が話をしていたので、農業委員でこういう転用を確認に来ただけどって話を聞いたら、申請はうちの土地だって話をききました。その方の転用の経緯というのはしっかり聞いてこちらも納得したんですが、それからの話ですが元気のいい方の話では青葉町3丁目の住宅の中に農地が点在しているようなところが、まだ市街化調整区域なのか？と質問を受けて。それは一介の農業委員に聞かれてもちょっと答えられないと言ったのですが、今回計画変更ってことでNo2で青葉町3丁目の写真がありましたように、住宅がこうなっていて、高岡4丁目が線引きが変わった理由の中に市街化区域に隣接している。また同一学区で通勤に便利だということがあったと思うのですが、まさに青葉町3丁目は歩いてでも藤枝駅に行けるような場所にあって、その女性の方が言うように何でいつまでも調整区域なんだ？ってことに答えられなかったことに対して、市の方としてはこれは条件にあ

うところは線引きの条件に合うところは、線引きの見直してことは有り得るのでしょうか？実現はあるのでしょうか？お聞きしたいのですが、いかがでしょうか？

事務局　　すみません。今ご質問いただいたんですが、農地サイドの我々のほうで、『こうです』って回答は出来ないので、確認はさせていただきますけども、おそらく高岡4丁目についてもいろいろ議論する中でなってきたのかなと思います。青葉町のところがそういった意見はたぶん議会とかでも『青葉町・青葉町』って昔からあったのだと思いますけど、今に至っている理由があると思いますので、その辺は都市政策課の方におつなぎはさせていただいて、どんな回答を貰えるかはあれですけど、次回またはその次なのかお答えさせてもらうことが出来ればと思います。すみません。よろしくお願いいたします。

議　長　　他に何かございますか？
 （質疑なし）

議　長　　ないようですので、引き続き全員協議会に入ります。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

令和8年　　月　　日

議　　　長

議事録署名人

議事録署名人